

大量の土砂を運搬する場合は、県の要綱による手続きが必要です

1 山梨県土砂運搬適正化指導要綱による手続き

3,000立方メートル以上の土砂を運搬する場合は、交通事故及び生活障害を防止するため、事前協議等の手続きを行い、関係機関と連携して、適正に土砂の運搬を行っています。

①事前協議 → ②審査及び調整 → ③協定締結 → ④運搬開始

※運搬する土砂量が3,000立方メートル未満であっても、交通事故又は生活障害の発生するおそれが大きい場合には、事前協議の対象となる場合があります。

2 手続きのポイント

◇ 事前協議の時期

事業の実施が決まった時点において、速やかに事前協議を行う必要があります。

◇ 協定の締結

事前協議の審査及び調整が整った場合、県の地域県民センター所長と、協定を締結します。

◇ 運搬の時期

土砂の運搬は、協定を締結後に着手することとなります。

◇ 変更協議と変更協定の締結等の項目を新設

協定締結後、事前協議の内容が変わる場合は、変更協議を行い、変更協定の締結が必要となります。

3 事前協議書の提出先

運搬する土砂の発生地又は運搬経路を管轄する県の地域県民センター

4 注意事項

要綱の改正に伴い、平成29年4月1日からは、様式が一部変更となります。詳しくは、山梨県ホームページをご覧ください。

山梨県 土砂運搬

検索